

# 健保だより

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

No.162  
2018年10月

## 2017年度の決算がまとまりました

2017年度の決算は、経常収入33億5,500万円、経常支出30億4,400万円で、経常収支差では3億1,000万円の黒字を計上することができました。しかし、高齢者医療制度を支えるための納付金は、みなさんの医療費(保険給付費)を上回り、相変わらず重い負担となって健保財政を圧迫しています。

2018年度以後、厳しい状況が予想されますが、当健保組合では、引き続きみなさんやご家族の健康づくりに役立つさまざまな事業を実施してまいります。ぜひ有効にご活用いただき、医療費の節減にご協力くださいますよう、お願いいたします。

### 2017年度決算のあらまし(経常収支)

|      | 科 目                   | 総額(百万円) |
|------|-----------------------|---------|
| 経常収入 | 保 険 料 収 入             | 3,343   |
|      | そ の 他                 | 12      |
|      | 計                     | 3,355   |
| 経常支出 | 保 険 給 付 費             | 1,440   |
|      | 〔 法 定 給 付 費 〕         | 1,405   |
|      | 〔 付 加 給 付 費 〕         | 35      |
|      | 納 付 金                 | 1,483   |
|      | 〔 前 期 高 齢 者 納 付 金 〕   | 709     |
|      | 〔 後 期 高 齢 者 支 援 金 〕   | 732     |
|      | 〔 退 職 者 給 付 拠 出 金 〕   | 41      |
|      | 〔 老 人 保 健 拠 出 金 ・ 他 〕 | 0       |
|      | 保 健 事 業 費             | 69      |
|      | そ の 他                 | 52      |
|      | 計                     | 3,044   |
|      | 経 常 収 支 差             | 310     |

### 決算の基礎となった数値

|      |                        |             |
|------|------------------------|-------------|
| 健康保険 | 被保険者数                  | 5,902人      |
|      | 〔 男 〕                  | 4,827人      |
|      | 〔 女 〕                  | 1,075人      |
|      | 平均標準報酬月額               | 392,810円    |
|      | 〔 男 〕                  | 421,764円    |
|      | 〔 女 〕                  | 257,417円    |
|      | 総標準賞与額(年間合計)           | 8,079,913千円 |
|      | 被扶養者数                  | 6,178人      |
|      | 扶養率                    | 1.02人       |
|      | 前期高齢者加入率               | 1.14%       |
| 介護保険 | 保険料率                   | 千分の95.0     |
|      | 〔 事業主 〕                | 千分の52.9     |
|      | 〔 被保険者 〕               | 千分の42.1     |
|      | 介護保険第2号被保険者数(本人+家族)    | 3,972人      |
|      | 介護保険第2号被保険者たる被保険者数(本人) | 2,712人      |
|      | 平均標準報酬月額               | 441,172円    |
|      | 総標準賞与額(年間合計)           | 4,836,292千円 |
|      | 保険料率                   | 千分の17       |
|      | 〔 事業主 〕                | 千分の8.5      |
|      | 〔 被保険者 〕               | 千分の8.5      |



### 被保険者1人当たりでみる決算(経常収支)

収入合計  
568,405円

支出合計  
515,821円

保険料  
566,485円

みなさんと事業主から  
お預かりした保険料

その他 1,920円

保険給付費  
243,935円

病気やケガの  
医療費や各種給付金

医療機関等へ

高齢者医療制度等への  
納付金  
251,244円

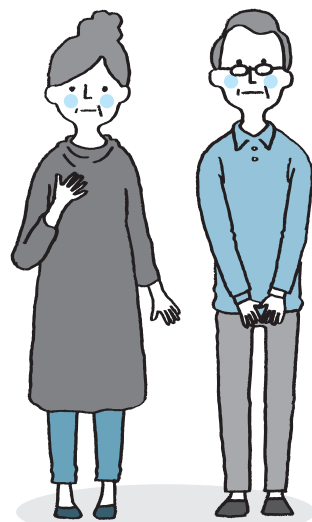
国へ

その他  
8,885円

保健事業費  
11,757円

2018年8月から

# 70歳以上の高額療養費・ 高額介護合算療養費の 自己負担限度額が 引き上げられました



標準報酬月額28万円以上の現役並み所得区分を3段階に細分化し、自己負担限度額が下表のように引き上げられました。「現役並み」の区分では、高額療養費の外来(個人ごと)の限度額が廃止されました。また、標準報酬月額26万円以下の「一般」の区分については外来の自己負担限度額が引き上げられました。

| 高額療養費                 |   |                    |                                          | 高額介護合算療養費            |                                      |
|-----------------------|---|--------------------|------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 区 分                   |   |                    | 70歳以上の自己負担限度額 ※1(世帯ごと)／月額                |                      | 70歳以上の自己負担限度額 ※1／年額<br>(8月1日～翌7月31日) |
|                       |   |                    | 外来(個人ごと)／月額                              |                      |                                      |
| 現役並み                  | Ⅲ | 標準報酬月額<br>83万円以上   | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%<br>〈140,100円〉 |                      | 212万円                                |
|                       | Ⅱ | 標準報酬月額<br>53万～79万円 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1%<br>〈93,000円〉  |                      | 141万円                                |
|                       | Ⅰ | 標準報酬月額<br>28万～50万円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%<br>〈44,400円〉   |                      | 67万円                                 |
| 一般                    |   | 標準報酬月額<br>26万円以下   | 18,000円<br>(年間上限144,000円)                | 57,600円<br>〈44,400円〉 | 56万円                                 |
| Ⅱ 住民税非課税              |   |                    | 8,000円                                   | 24,600円              | 31万円                                 |
| Ⅰ 住民税非課税<br>(所得が一定以下) |   |                    |                                          | 15,000円              | 19万円 ※2                              |

「現役並み」の区分Ⅰ、Ⅱの人は、窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

〈 〉は直近12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

※1 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担額に70歳以上の限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に70歳未満の限度額を適用。

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用。

# 被扶養者の資格確認調査書は 提出されましたか？

当健保組合では、健康保険の被扶養者になっている方が、現在も被扶養者の条件を満たしているかどうか、年に一度確認調査を行っています。対象となる被保険者の方に「被扶養者の資格確認調査ご協力をお願い」をお送りしましたが、まだ未提出の方は大至急「健康保険被扶養者資格調査書」を提出してください。



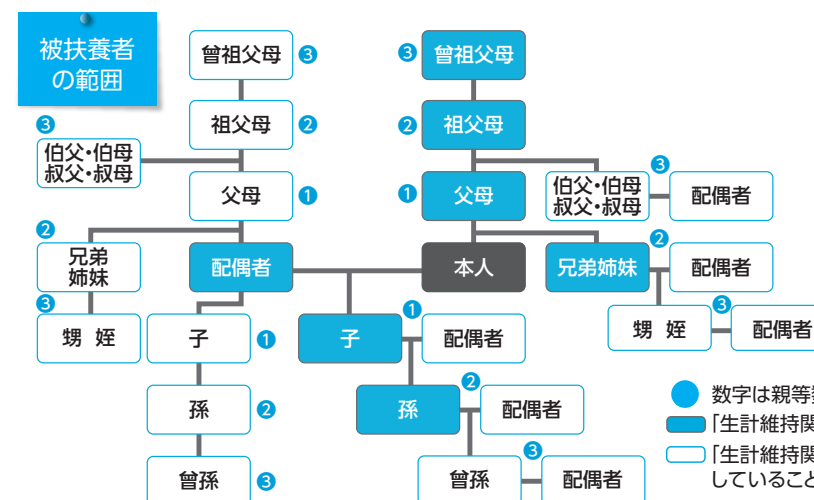
## 被扶養者として認められるための要件

もう一度  
確認！

- 1 被保険者の収入によって生活していること
- 2 被扶養者となる人の今後1年の見込収入※が下記を満たしていること

- 130万円(月額108,334円・日額3,612円)未満
- 被保険者の収入の2分の1未満(同居の場合)
- (60歳以上または障害のある場合は  
180万円(月額150,000円・日額5,000円)未満)
- 被保険者からの仕送り額より少ない(別居の場合)

※ 被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額



税法上の扶養の  
考え方とは  
異なります



- 数字は親等数
- [生計維持関係]が必要
- [生計維持関係]と「同居していること」が必要

## 公告

### 事業所名称変更のお知らせ

7月1日付で下記の事業所が名称を変更しました。

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 変更前 | 株式会社 住理工ホーステックス |
| 変更後 | 住友理工ホーステックス株式会社 |

### 事業所削除のお知らせ

7月1日付で「住理工ホース販売株式会社」を削除しました。

### 常務理事交代のお知らせ

5月1日付で当健保組合の常務理事が交代しました。

|       |       |
|-------|-------|
| 就任    | 退任    |
| 森田 秀雄 | 喜多 秀人 |

## こんなときは

被扶養者ではなくなりますので、  
すみやかに届け出てください

- 就職した
- 結婚し、配偶者の被扶養者になった
- 今後1年の見込収入が基準額(上記参照)を超えた
- 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- 家族が死亡した
- 家族が75歳になった



特定保健指導の案内を受け取ったら

# 特定保健指導を受けましょう



## 特定保健指導って何？

特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあり、生活習慣の改善が必要と判断された方を対象に実施する保健指導です。これは、法律により健保組合等に義務付けられており、リスクの程度によって「積極的支援」と「動機付け支援」の2種類があります。

メタボリックシンドロームに着目した健診を受けます。その結果から、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞など生活習慣病のリスクを判断します。

内臓脂肪をチェック

① 腹囲 ② BMI

リスクの重なりをチェック

① 高血糖 ② 高血圧  
③ 脂質異常 ④ 喫煙習慣

+

生活習慣病のリスクが高い

積極的支援

初回

医師や保健師、管理栄養士などの専門スタッフから、生活習慣改善に向けて、運動や食事などに関する具体的なアドバイスを受けます。  
(個別支援・グループ支援など)

3ヵ月以上の継続的支援を受けます。

個別またはグループ面接、電話、メール、手紙などにより3ヵ月以上の継続的な支援を受けながら、生活習慣の改善に取り組めます。

3ヵ月以上経過後

目標や計画が達成できたかを評価します。

生活習慣病のリスクがある

動機付け支援

自分で生活習慣の改善に取り組めます。



特定保健指導

特定保健指導は生活習慣病を予防する絶好のチャンス！

ほとんどの生活習慣病は自覚症状がなく、気づいたときには症状が重くなっていることも少なくありません。自覚症状のないうちに特定保健指導を受け、生活習慣の改善に取り組んで、生活習慣病を予防しましょう。

# インフルエンザを予防しましょう！

寒くなると毎年流行するインフルエンザ。かぜと似た症状もありますが、一般的にインフルエンザの方が症状が重く、重症化すると肺炎などの合併症を起こすこともあります。日頃から手洗い・うがいを習慣にして、インフルエンザを予防しましょう。

かぜとインフルエンザの違い

かぜ

のどの痛み、鼻水、鼻づまり、くしゃみ、せき、発熱など

比較的ゆっくり

のど、鼻など局所的

インフルエンザ



おもな症状

高熱(38～40度)、頭痛、関節痛、強い寒気、せき、強い倦怠感、のどの痛み、鼻水など

症状の現れ方

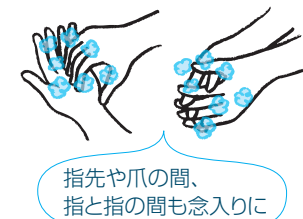
急激

症状が現れる部位

全身

手洗い

外出から帰ったときや食事の前、トイレの後など、こまめに手を洗いましょう。



食事

1日3食、栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。

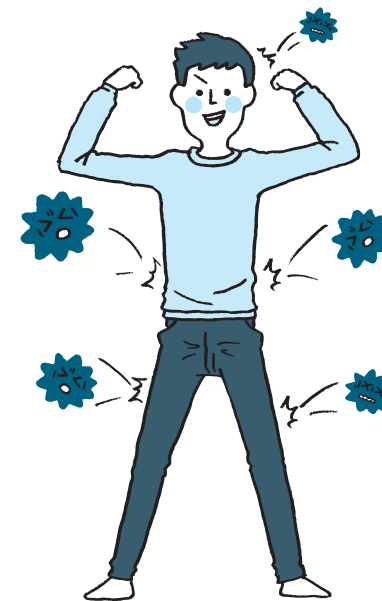
うがい

のどの奥まで水を入れて、10秒程度、ガラガラと強くうがいをします。



マスク

鼻・口・あごの周辺にすき間ができないよう密着させます。



今年もやります！

つよい子になるぞ!! キャンペーン

家族でかぜ & むし歯予防に取り組みましょう

平成30年10月～平成31年1月

当健保組合では、今年も小学校3年生以下のお子さまがいるご家庭を対象に「つよい子になるぞ!! キャンペーン」を実施します。

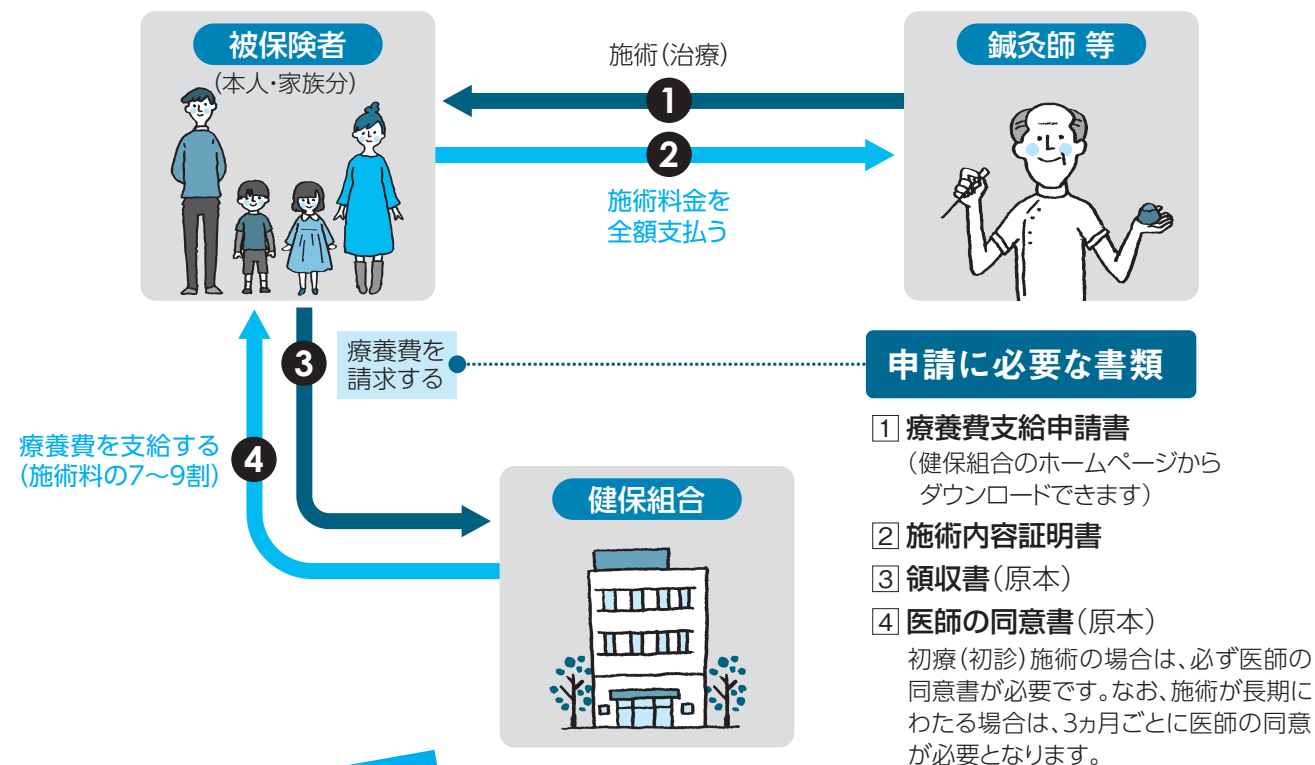
対象となるご家庭には、ご案内をお送りしますので、家族そろって、手洗い・うがい・歯みがきを毎日行い、かぜやむし歯を寄せつけない元気な毎日を過ごしましょう。

キャンペーン終了後、アンケートハガキをお送りくださったご家庭にはプレゼントを差し上げます。



# はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の「療養費」は かかった後に健保組合に請求!

はり・きゅう・あんま・マッサージなどの施術料は、鍼灸師に全額支払い、  
後日、健保組合に「療養費」を請求してください。



ご確認ください!

## 健康保険が使える要件

### はり・きゅう

慢性病で医師による適当な治療手段がない場合に限る。

医師の「同意書」が必要です。

対象となる傷病

- 神経痛 ●リウマチ ●頸腕症候群
- 五十肩 ●腰痛症 ●頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

### あんま・マッサージ・指圧

医療上、施術を必要とする症例に限る。

医師の「同意書」が必要です。

対象となる主な症状

- 筋麻痺 ●関節拘縮 など

ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。

## おことわり

### 療養費の給付には3ヵ月程度かかります

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の療養費は、提出していただいた書類を当健保組合が審査し、給付の可否を判断します。また、厳正な給付のため、施術内容等について電話や文書による確認をさせていただくことがあります。そのため、申請から給付まで3ヵ月程度かかる場合もありますので、ご了承ください。

※「接骨院・整骨院にかかったとき」や「治療用装具をつくったとき」の療養費についても同様です。

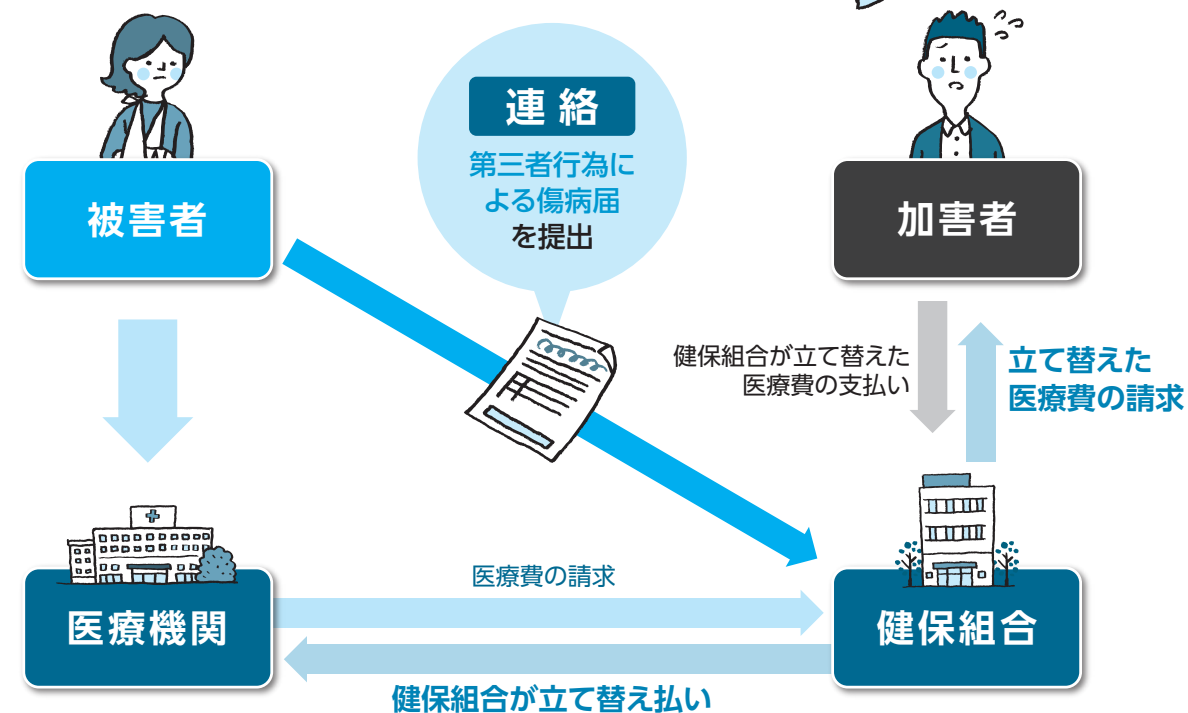
# 交通事故にあったら…

必ず当健保組合に届け出を

交通事故などの被害者になり、保険証を使って治療を受けたときは、  
できるだけ早く当健保組合に届け出てください。

交通事故など「第三者行為」によってケガをしたときの医療費は、原則として加害者が支払うべきものです。健康保険を使う場合は、**健保組合が一時的に立て替えて支払い、後日、加害者に健保組合が請求することになります。**

そのため、健康保険を使って治療を受けた場合は、すみやかに当健保組合に連絡し、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。



お願い 治療が終わったら、当健保組合にご連絡ください。

## こんなときも 第三者行為による 傷病届の提出を

- 他人のペットにかまれた
- 暴力行為によりケガをした
- 工事現場の側を落物に当たった
- スキー場で他人がぶつかってきた
- 飲食店で食中毒にあった

## 健保組合からの照会にご協力ください

当健保組合では医療機関からの請求書(診療報酬明細書)により、負傷原因が交通事故など第三者行為によるものでないかなどを確認するための調査を実施しています。委託先の株式会社大正オーディットから「負傷原因照会」の調査書がご自宅に届いた場合は、ご協力をお願いします。



# 人間ドック・脳ドックを受けられた方に 補助を行っています

年に一度は  
健康チェック!

当健保組合では、契約医療機関で人間ドック・脳ドックを受けられた方に、補助を行っています。ぜひご活用ください。

|         | 人間ドック                                                                                                                                           | 脳ドック                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 対 象 者   | 被保険者・被扶養者                                                                                                                                       | 40歳以上の被保険者・被扶養者              |
| 検 査 項 目 | 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・<br>大腸がん検査 など<br>(医療機関によって異なります)                                                                                               | 頭部MRI・MRA<br>(医療機関によって異なります) |
| 個人負担金   | 5,000円                                                                                                                                          | 10,000円                      |
| 申 込 方 法 | <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健診機関に自分で予約する<br/>※ご自分で予約することが難しい方は、当健保組合までご相談ください。</li> <li>② 「人間ドック等予約完了連絡兼申込書」を当健保組合に提出する</li> </ol> |                              |

※個人負担金は、当健保組合にお支払いください(住友理工㈱の方は受診月の翌々月に給与から控除されます)。

※オプション検査は全額自己負担です。

●人間ドック他各種健診(検診)は、年度内(3月31日まで)1人1回まで



## がん検診を受けましょう

健保組合が費用を補助します

|                              | 乳がん検診                                                                                                                              | 子宮頸がん健診                   | 肺がん検診                   | 前立腺がん検診        |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| 対 象 者<br>年齢は2019年<br>3月31日時点 | 30歳以上の<br>被保険者・<br>被扶養配偶者                                                                                                          | 20歳以上の<br>被保険者・<br>被扶養配偶者 | 18歳以上の<br>被保険者・<br>被扶養者 | 50歳以上の<br>被保険者 |
| 検 査 内 容                      | 超音波・<br>マンモグラフィ                                                                                                                    | 頸部細胞診                     | 肺ヘリカルCT                 | PSA            |
| 補 助 額<br>年度内1回のみ             | 上限5,000円                                                                                                                           | 上限3,000円                  | 上限8,000円                | 上限2,000円       |
| 申請方法                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>① がん検診を受け、領収書を受け取る</li> <li>② 「がん検診補助額請求書」に領収書(原本)と検診結果(コピー)を添付して<br/>当健保組合に提出する</li> </ol> |                           |                         |                |